

# - 制定・改廃の概要 -

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成22年3月30日・東京都規則第35号

## 1 概要

### (1) 改正理由

- ア 総量削減義務及び排出量取引制度関係に関する規定を整備する。
- イ 土壌汚染対策法の改正に伴い規定を整備する。

### (2) 改正内容

#### ア 総量削減義務及び排出量取引制度関係に関する規定

##### (ア) 算定方法について（第4条の11、第4条の12、第4条の13）

- ・ その他ガス削減量の利用があった場合の超過削減量の取扱いについて変更する。
- ・ グリーン熱証書の発行が平成22年度から開始されることから、「その他削減量」として認める対象に熱利用に係る環境価値保有量を追加するとともに、熱の環境価値の削減量換算方法について、新たに規定する。

##### (イ) 対象事業所の範囲について（第3条の7第1号、第4条第3項）

- ・ 変電所も「発電所」に含まれることを明確にする。変電所は、発電所と同様電気供給のための施設であって、一般的な事業所としてエネルギー使用形態が大きく異なるとともに、そこで使用されるエネルギーは、エネルギー環境計画書制度の対象になっていることによる。エネルギー管理の連動性があったとしても例外的に一の事業所とは扱わないものとするとともに、制度の対象外とする。

##### (ウ) 届出手続について（第4条の8第1項、第4条の20第1項、第5条の16の2、附則）

- ・ 廃止等届出書に添付する必要がある要件に該当することを証する書類について、規模要件に対しては登録検証機関の検証を求めることを明記する。
- ・ トップレベル事業所の申請書提出期限について、「削減義務率の減少を開始する期間の開始の年度の4月1日から9月末日まで」として期限を明確にする。また、平成22年度に限り申請期限を遅らせる附則をつける。また、平成22年度に限り申請期限を遅らせる附則を規定する。
- ・ 規則第82条（正本に写し1通の添付を求める規定）の特例として、電子ファイルを添付した場合には、写し1通の添付を不要とすることを規定する。

(I) 検証機関の登録区分についての改正(第5条の5、第5条の11第1項、第2号様式、第2号様式の4、第2号様式の5、附則)

- ・ 特定地球温暖化対策事業者に必要な検証については一つの登録区分の検証機関で受けることができるようにするため、第2号の登録区分にあった基準排出量、対策推進基準の検証を第1号の登録区分に移す。
- ・ この変更に伴う改正前の規則に基づく登録の取扱いについて附則を規定する。

(オ) その他

- ・ 第4条の18第2項第5号の「第三号の量」を「第二号の量」に修正する。
- ・ 排出標準原単位を用いて基準排出量を算定する場合の、基準排出量の検証基準について規定する(別表第1の3)。

イ 土壌汚染対策関係(第53条、第57条、第30号様式、第31号様式、第33号様式)

土壌汚染対策法の改正を踏まえ、条例においても、搬出した土壌の適正処理方法を明確に記載させることで、より適正な土壌汚染対策の運用を行うため、汚染処理(汚染拡散防止)計画書の記載事項に「汚染土壌の搬出及び搬出先での処理の方法」を、汚染処理(汚染拡散防止措置)完了届出書の記載事項に「実施した汚染処理又は汚染拡散防止措置の内容」を追加する。

## 2 施行日

平成22年4月1日

## 3 問い合わせ先

(1) 1(2)アについて

環境局都市地球環境部総量削減課排出量取引係

直通 03 - 5388 - 3465

内線 42 - 171

(2) 1(2)イについて

環境局環境改善部化学物質対策課土壌地下水汚染対策係

直通 03 - 5388 - 3467

内線 42 - 377